

入居資格（車いす使用者世帯向）

申込期間に、次の 1～6 のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が東京都内に居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が、東京都内に居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できこと。
成年者には、入居手続きのときまでに婚姻できる 18 歳未満の婚姻予定者を含みます。また、未成年者との婚約による申込みは、入居資格審査のときに、未成年者の法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、(1) のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 特別永住者およびその配偶者等
 - イ 中長期在留者（「永住者およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」）
 - ウ 中長期在留者（イ以外の在留資格）※ただし申込期間において在留実績が継続して 1 年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

入居資格（家族向ポイント方式）の 2「同居親族がいること」をお確かめください。

3 車いす使用者が次のすべてにあてはまること

申込者または同居親族に、車いすを使用している方がいて、次の (1) から (3) のすべてにあてはまること。

- (1) 東京都内に居住する満 6 歳以上の方で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第 1 号表ノ 2 の第 1 項症以上の障害者。
- (3) 住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。

4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の所得金額の合計が、家族向ポイント方式所得基準表の家族人数に応じた所得基準の範囲内であること。

5 住宅に困っていること

申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者がいないこと。ただし、入居資格（家族向ポイント方式）の5「住宅に困っていること」（1）のアまたはイにあてはまる方は申込みできます。

※申込者および同居親族に公営住宅の名義人がいる場合でも、現にお住まいの公営住宅が車いす使用者世帯向住宅でなければ申込みできます。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

【注意事項】

- ・申込後、車いす使用者がこの住宅に入居できなくなった場合には、その世帯の都営住宅への入居は取消しとなります。
- ・入居後、車いす使用者が転出等した場合は、他の一般都営住宅に移動していただきます。
- ・すでに車いす使用者向住宅に入居または使用予定者となっている方は申込みできません。